**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第434号）**

**〔　後援名義文書部分公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和７年２月26日）**

**第一　審査会の結論**

大阪府知事が行った部分公開決定で非公開とした情報のうち、対象文書内の2018年度こども大会対局者氏名及び所属学校名については公開すべきである。大阪府知事が行ったその余の判断は、妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　令和３年４月26日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求内容）

次の文書及びその結果作成された文書

・大阪府後援名義の使用承認について（「将棋日本シリーズ」〇〇プロ公式戦／〇〇こども大会　大阪大会）／文化課／2016／文ス 第〇〇号

・大阪府後援名義の使用承認について（「将棋日本シリーズ」〇〇プロ公式戦／〇〇こども大会　大阪大会）／文化課／2017／文 第〇〇号

・大阪府後援名義の使用承認について（「将棋日本シリーズ」〇〇プロ公式戦／〇〇こども大会　大阪大会）／文化課／2018／文 第〇〇号

・大阪府後援名義使用承認について（「将棋日本シリーズ」〇〇プロ公式戦／〇〇こども大会　大阪大会）／文化課／2019／文 第〇〇号

・大阪府後援名義使用承認について（「将棋日本シリーズ」〇〇プロ公式戦／〇〇こども大会　大阪大会）／文化課／2020／文 第〇〇号

・大阪府後援名義使用変更承認について（「将棋日本シリーズ」〇〇プロ公式戦／〇〇こども大会 大阪大会）／文化課／2020／文 第〇〇号

・後援名義使用承認事業の報告書について（将棋日本シリーズ〇〇プロ公式戦／〇〇こども大会　大阪大会）／文化課／2016／文ス 第〇〇号

・後援名義使用承認事業の報告書について（将棋日本シリーズ〇〇プロ公式戦／〇〇こども大会大阪大会）／文化課／2017／文 第〇〇号

・後援名義使用承認事業の報告書について（日本シリーズ〇〇プロ公式戦〇〇こども大会大阪大会）／文化課／2018／文 第〇〇号

・後援名義使用承認事業の報告書について（将棋日本シリーズ〇〇プロ公式戦／〇〇こども大会　大阪大会）／文化課／2019／文 第〇〇号

２　同年５月６日付けで、実施機関は、条例第14条第２項の規定により、対象行政文書に第三者に関する情報が記載されており、当該第三者の意見を徴することから、公開・非公開の判断に日数を要するためとして、公開決定等を行う期限を延長し、延長後の期限を同月25日とする決定を行い、審査請求人に通知した。

３　同年５月21日付けで、実施機関は、本件請求の対象とされた行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、条例第13条第１項の規定により、本件行政文書のうち、（１）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「当初決定」という。）を行い、（２）のとおり理由を付して、審査請求人に通知した。

（１）公開しないことと決定した部分

ア　法人代表者の印影

〈非公開部分〉

・「大阪府「後援名義使用」等申請書」の申請者欄及び誓約事項欄

・「大阪府「後援名義使用」等申請書」の添付書類である「公益社団法人〇〇定款」の割印

・「大阪府「後援名義使用」等事業報告書」の申請者欄

イ　個人の氏名、所属学校名、住所、メールアドレス、印影及び顔写真

〈個人の氏名の非公開部分〉

・「大阪府「後援名義使用」等申請書」の担当者連絡先欄

・「大阪府「後援名義使用」等事業報告書」の添付書類である「大阪大会結果」のこども大会対局者氏名

〈個人の所属学校名〉

・「大阪府「後援名義使用」等事業報告書」の添付書類である「大阪大会結果」のこども大会対局者所属学校名

〈個人の住所の非公開部分〉

・「大阪府「後援名義使用」等申請書」の添付書類である「現役員名簿」の会長以外の役員の住所

〈個人のメールアドレスの非公開部分〉

・「大阪府「後援名義使用」等申請書」の担当者連絡先欄

〈個人の印影の非公開部分〉

・「大阪府「後援名義使用」等申請書」の誓約事項欄

〈個人の顔写真の非公開部分〉

・「大阪府「後援名義使用」等事業報告書」の添付書類である大会当日写真（プロ棋士を除く）

（２）公開しない理由

ア　条例第８条第１項第１号に該当する。

法人代表者の印影を公にすることにより、当該法人の取引の安全を害するなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

イ　条例第９条第１号に該当する。

特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

４　同年７月２日付けで、審査請求人は、当初決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求を行った。

５　同年７月16日、実施機関は、上記審査請求を受けて当初決定を見直したところ、非公開とした部分のうち、2016年度、2017年度及び2019年度のこども大会対局者氏名及び所属学校名については大会主催者のウェブサイトに掲載されており、公開すべき情報であったため、当初決定を職権で取り消し、（１）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、（２）のとおり理由を付して、審査請求人に通知した。

（１）公開しないことと決定した部分

ア　法人代表者の印影

〈非公開部分〉

・「大阪府「後援名義使用」等申請書」の申請者欄及び誓約事項欄

・「大阪府「後援名義使用」等申請書」の添付書類である「公益社団法人〇〇定款」の割印

・「大阪府「後援名義使用」等事業報告書」の申請者欄

イ　個人の氏名、所属学校名、住所、メールアドレス、印影及び顔写真

〈個人の氏名の非公開部分〉

・「大阪府「後援名義使用」等申請書」の担当者連絡先欄

・「大阪府「後援名義使用」等事業報告書」の添付書類である「大阪大会結果」のうち、2018年度こども大会対局者氏名

〈個人の所属学校名〉

・「大阪府「後援名義使用」等事業報告書」の添付書類である「大阪大会結果」のうち、2018年度こども大会対局者所属学校名

〈個人の住所の非公開部分〉

・「大阪府「後援名義使用」等申請書」の添付書類である「現役員名簿」の会長以外の役員の住所

〈個人のメールアドレスの非公開部分〉

・「大阪府「後援名義使用」等申請書」の担当者連絡先欄

〈個人の印影の非公開部分〉

・「大阪府「後援名義使用」等申請書」の誓約事項欄

〈個人の顔写真〉

・「大阪府「後援名義使用」等事業報告書」の添付書類である大会当日写真（プロ棋士を除く）

（２）公開しない理由

ア　条例第８条第１項第１号に該当する。

法人代表者の印影を公にすることにより、当該法人の取引の安全を害するなど、当該法人の競争上地位その他正当な利益を害すると認められる。

イ　条例第９条第１号に該当する。

特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

６　同年７月19日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求を行った。また、令和３年８月13日付けで、審査請求人は、追加で審査請求（以下２つの審査請求をまとめて「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

１　令和３年７月19日付け審査請求の趣旨

大阪府「後援名義使用」等事業報告書（平成30年12月３日）の添付書類である「大阪大会結果」のうち、2018年度こども大会対局者氏名の公開を求める。

２　令和３年８月13日付け審査請求の趣旨

大阪府「後援名義使用」等事業報告書（平成30年12月３日）の添付書類である「大阪大会結果」のうち、2018年度こども大会対局者所属学校名の公開を求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

１　審査請求書における主張

（１）令和３年７月19日付け審査請求書による主張

実施機関は、条例第９条第１号に該当するとしたが、該当しない。

2018年度の「大阪大会結果」のこども大会対局者氏名は棋譜とともに、〇〇のウェブサイトで公開されている（添付資料　略）。

このような情報は、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる」情報であるとはいえない。

（２）令和３年８月13日付け審査請求書による主張

実施機関は、条例第９条第１号に該当するとしたが、該当しない。

2018年度の「大阪大会結果」のこども大会対局者４名が所属する学校名は、公益社団法人〇〇のウェブサイト等により、インターネット上で広く公開されている（添付資料　略）。

このような情報は、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる」情報であるとはいえない。

２　反論書における主張

2018年度こども大会の対局者氏名及び所属学校名は、彼らの指し手や局後の感想を含めて当日にインターネットで実況中継され、それら情報は現在も棋譜ファイルとして〇〇のウェブサイトに掲載されている。このような情報は一般に他人に知られたくないことが正当であると認められるものには当たらない。

**第五　実施機関の主張要旨**

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

１　弁明書における主張

（１）弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

（２）対局者の氏名及び所属学校名について

本件審査請求におけるこども大会対局者の氏名については、特定の個人が識別されうるものであり、また、所属学校名が氏名と紐づけられることで当該対局者のおおよその居住地などが特定されるおそれがある。加えて、所属学校名のみであっても、小規模校であれば、将棋大会出場者という要素と組み合わせることにより、個人の特定が可能であるため、特定の個人が識別されうる情報といえる。

また、インターネット上に公表されている個人情報については、内閣府の個人情報保護委員会の作成した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するＱ＆Ａ」の中で、「新聞やインターネットですでに公表されている情報もほかの個人情報と区別せず、保護の対象とする。」との解釈が示されていることからも、実施機関としては条例に基づき慎重に取り扱うこととした。

（３）非公開とする理由

条例は、府の保有する情報は公開を原則としつつも、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護するものとしており、条例第５条では、特定の個人が識別されうる情報についてはみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならないと定めている。さらに、条例第９条第１号において、特定の個人が識別されうる情報のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものについては公開してはならないとしている。プライバシーは、一旦侵害されると、当該個人に回復困難な損害を及ぼすおそれがあるからである。

対局者の氏名及び所属学校名については、特定の個人が識別されうる情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、条例第９条第１号の「公開してはならない情報」に該当する。

大阪府情報公開条例解釈運用基準では、条例第９条第１号について「一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるものに該当しない」例が列挙されており、その中には「個人が公表することについて了承し、又は公表することを前提として提供した情報」が挙げられている。この点、2016年度、2017年度及び2019年度こども大会の対局者氏名及び所属学校名については、大会主催者の運営するウェブサイト中の当該大会に関するウェブページで公開されているものであり、かつ主催者が大会参加者の個人情報の取扱いについて規定し、目的外使用の際はあらかじめ本人へ目的を明示する旨が明記されていることが確認できたため、本件決定において公開した。

以上のことから、こども大会対局者氏名及び所属学校名については、一般に他人に知られたくないことが正当であると認められるものにあたるとしたうえで、インターネット上に公表されている個人情報については、開示について本人へ目的の明示を行っていることが確認できるもの以外については、条例第９条第１号により非公開として取り扱うものとした。

（４）結論

以上のとおり、本件決定は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

２　実施機関説明における主張

実施機関説明における実施機関の主張は概ね以下のとおりである。

内閣府の個人情報保護委員会で新聞やインターネット上に既に公表されている情報でも、他の個人情報と区別せずに保護の対象とするとの見解が示されている。インターネット上で公開されていることから即座に他人に知られたくない情報に当たらないことにはならない。

争点になっているのは2018年度の対局者の氏名及び所属学校名である。2016年度、2017年度の対局者氏名等は〇〇のウェブサイトで公開されていることから、2018年度についても公開されていたと推認されるが、本件決定時点では当該情報の公開について確認できなかった。〇〇に確認したところ、2018年度の情報については公開を終了しているとのことだった。なお、公開を終了した理由については、実施機関として不要な個人情報を保有することを避けるため〇〇に確認していない。

〇〇は公益社団法人であるため、個人情報の収集及び利用に当たってルールを定めており、個人情報を公表する場合は本人同意を要件としている。しかしながら、本人同意について、いつまで有効なのか、同意を撤回することができるのか、といった点について、明確なものを確認できなかった。そのため、実施機関としては主催者が2018年度の情報の公開を終了した理由として、あらかじめ公表期間について対局者との間で何らかの取り決めがあったか、又は対局者から同意の撤回の意思表示があったのではないかという判断に至った。

さらに、今回請求の対象となっている個人情報は、当時11歳から12歳の小学生の情報である。当時、公表を承諾したのは小学生本人である場合もあるが、小学生であることを考えると親権者である可能性が高い。しかしながら、情報公開請求がなされた時点は対局から約３年が経過している。そうすると、当時の対局者である小学生は請求時点では、14歳から15歳のいわゆる思春期の年齢に差し掛かっており、親権者と異なる考えを持っている可能性もある。つまり、過去に親権者の同意はあったが、本人は氏名や所属学校名の公表をやめてほしいという意思表示をしたことも考えられる。この点について、民法の中で養子の要件として、15歳以上は本人同意が必要とされている。14歳以下については、もちろん本人同意があった方がよいが、親権者の同意で足りるような規定になっている。今回、14歳から15歳の生徒に関する情報が対象であるため、このような情報については、成人にもまして、個人情報の取扱いについては慎重を期すべきである。

既に廃止されたが、大阪府個人情報保護条例では、公開しないことができる情報として利益相反情報を規定していた。これは、親権者が子どもの個人情報の開示を求めても、開示することが子どもの利益にかなわない場合は非公開とすることができるというものであり、大阪府では社会的弱者である未成年の個人情報は、特に慎重に取り扱うこととしており、今回の審査請求人の請求については、より慎重に検討する必要がある。

また、所属学校名のみでは個人情報には当たらないのではないかという疑問があるかもしれないが、こども将棋大会で一定の成績を収める児童については、所属学校名でおおよそその人物が特定されるもので、特に小規模校においては、ほぼ個人が特定される情報となるので非公開としている。

以上の点をまとめると、今回審査請求人が請求している情報は、過去に〇〇が本人同意又は親権者同意を得て公表していたということは推認されるが、その情報を公表する根拠となった同意の効力が今なお継続しているかという点に疑問があると考えた。条例のなかでは個人情報の取扱いについて最大限配慮を行うこととされており、総合的に勘案すると、審査請求人が公開を求めている情報については公開しないことが妥当であるという判断に至った。

**第六　審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び条例第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件行政文書のうち、「大阪府「後援名義使用」等事業報告書」の添付書類である「大阪大会結果」に記載されている2018年度こども大会対局者氏名及び同大会対局者所属学校名は条例第９条第１号に該当する旨主張するので、以下検討する。

（１）条例第９条第１号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号の個人情報とは、

・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（以下「要件ア」という。）であって、

・特定の個人が識別され得るもの（以下「要件イ」という。）のうち、

・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件ウ」という。）をいう。

「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別されうる場合を含むと解される。また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるもの」に該当せず、公開することができる情報として、「個人が公表することについて了承し、又は公表することを前提として提供した情報」が挙げられる。

（２）条例第９条第１号の該当性について

本件決定において非公開とされた情報は、将棋大会の決勝に進出した当時小学生であった対局者の氏名及び同人の所属学校名（以下「対局者氏名等」という。）であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別しうる情報であるから、要件ア及び要件イに該当する。

要件ウの該当性について、実施機関は、〇〇こども大会大阪大会（以下「大会」という。）は2018年度のみならず、2016年度、2017年度及び2019年度も開催されているが、対局者の氏名等は、2018年度を除く年度については、大会主催者のウェブサイトの各大会に関するウェブページで公開されており、大会主催者が大会参加者の個人情報の取扱いについて規定し、目的外使用の際はあらかじめ本人へ目的を明示する旨が明記されていることが確認できたため、「個人が公表することについて了承し、又は公表することを前提として提供した情報」に該当して、要件ウに該当せず公開が妥当である旨、2018年度については、これらが確認できないため要件ウに該当して、非公開が妥当である旨主張している。

大会主催者のウェブサイトにおいて、個人情報の取扱いについて規定し、目的外利用の際はあらかじめ本人へ目的を開示する旨が明記され、2016年度、2017年度及び2019年度大会の対局者の氏名等がウェブページで公開されているのであるから、当該年度における対局者の氏名等をウェブページに掲載することについては、目的内の使用であること又は目的外の使用であっても掲載前に本人に目的が明示されていたこととなり、本人及びその保護者等から対局者の氏名等をウェブページに掲載することについて了承したものと評価できるため、要件ウに該当しないといえる。

一方、大会主催者のウェブサイトの中の大会に関するウェブページから2018年度の大会結果のウェブページへ到達することはできず、対局者氏名等を知ることはできない。

しかしながら、大会の棋譜に関しては、2018年度大会についてインターネット検索を行うと、2018年度大会の棋譜に関する大会主催者のウェブページが表示され、そのウェブページにおいて大会名及び対局者氏名等を知ることができる。

したがって、2018年度大会の対局者氏名等についても、一般に社会通念上、他人に知られることを望まないものとまではいえない。

よって2018年度大会の対局者氏名等は要件ウに該当しない。

以上のことから、対局者氏名等は条例第９条第１号に該当せず、公開されるべき情報である。

３　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

荒木　修、島尾　恵理、小谷　真理、福島　力洋